

令和5年10月1日から

インボイス制度が始まります！

現在免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください



～ 農家Aさんのケース ～

野菜栽培農家
(免税事業者)

Aさん、インボイス制度のこと検討してます？
お互いに関係があるみたいなんですよー

インボイス制度ですか・・・？

野菜卸売業者
(課税事業者)

B社



Aさん



インボイス制度 (適格請求書等保存方式) とは・・・

- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス (適格請求書) を保存する必要があります
- ▶ 売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者 (適格請求書発行事業者) の登録を受ける必要があります、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります

売手
(インボイス発行事業者)



買手
(課税事業者)



Aさんの 疑問

疑問 1 仕入税額控除ってなに？

疑問 2 私が登録しないと
どうなるんだろう・・・
B社さんにどんな関係が・・・？

疑問 3 申告って、どう計算するの？
課税事業者は、売上げの8%※を納税
しなきゃいけないの？
※ 飲食料品の取引は軽減税率 (8%) が適用されます

疑問 4 登録を受けるかどうか
って、どう判断したらいいの？

疑問 5 インボイスって
どう作ればいいの？



疑問 1 仕入税額控除ってなに？



▶ 納付する消費税額の計算方法

$$\text{売上げの消費税額 (売上税額)} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額 (仕入税額)} = \text{納付する税額 (納付税額)}$$

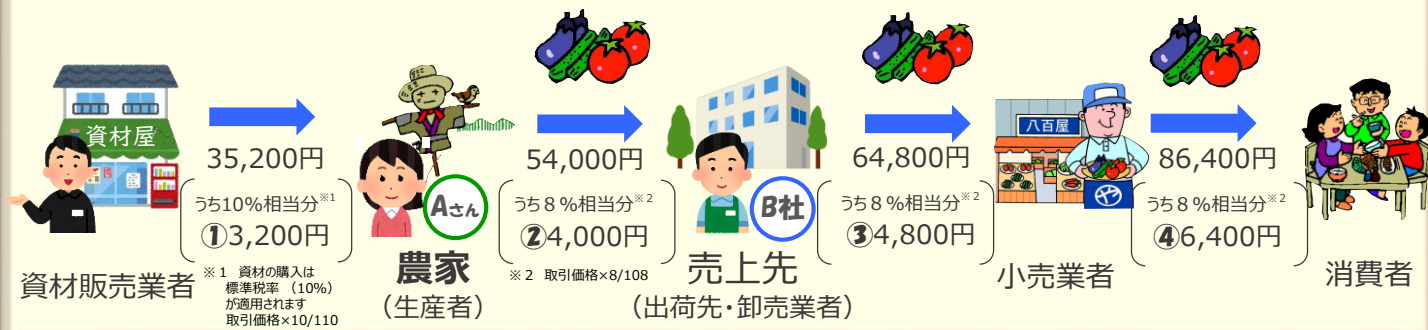
差し引く計算が
仕入税額控除

仕入税額控除には
**インボイスの保存
が必要**

**インボイスがなければ
仕入税額控除できない***

※ 一定期間、経過措置が設けられています

～ 野菜の取引の流れ (イメージ) ～



疑問 2

私が登録しないと
どうなるんだろう…



登録をしないと、

B社 (売上先) にインボイスを交付できない
そして、B社 (売上先) は、**インボイスがなければ
仕入税額控除ができない**
ということは…

※B社 (売上先) に簡易課税制度が
適用される場合はインボイスがなく
ても仕入税額控除できます

$$\text{③ 4,800円 (売上税額)} - \text{0円 (仕入税額)} = \text{4,800円 (納付税額)}$$

② 4,000円の
控除不可

B社



ポイント

Aさん (売手) がインボイスを交付した
場合と比べ、**B社 (買手) の納付税
額が大きく**計算されます*

※ 一定期間、経過措置が設けられています

仕入税額控除に関する経過措置

(インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて)
制度開始後 **6年間**は、仕入税額の一定割合を控除でき
ます (請求書の保存など、要件があります)

※ 一定割合 ⇒ 【令和5年10月～令和8年9月】 80%

【令和8年10月～令和11年9月】 50%

疑問 3

申告って、どう計算するの？
**売上げの8%を納税
しなきゃいけないの？**



課税事業者になったとしても、**インボイスを保存し、
仕入税額控除を行えば…**

$$\text{② 4,000円 (売上税額)} - \text{① 3,200円 (仕入税額)} = \text{800円 (納付税額)}$$

控除可能

Aさん



ポイント

納付税額は、売上げの8%ではなく、
仕入税額控除後の金額です*

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、**簡易課税制度**を
適用することができます

👉 3ページへ

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

インボイスの保存は不要

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

Aさんの例だと…

ステップ1

$$4,000\text{円} \times 80\% = 3,200\text{円}$$

売上税額 みなし仕入率 仕入税額

ステップ2

$$4,000\text{円} - 3,200\text{円} = 800\text{円}$$

売上税額 仕入税額 納付税額

野菜栽培
農家



Aさん

| 事業区分 | 該当する事業 | みなし仕入率 |
|------|------------------|--------|
| 第一種 | 卸売業 | 90% |
| 第二種 | 小売業、農林漁業（飲食品） | 80% |
| 第三種 | 製造業、農林漁業（飲食品除く）等 | 70% |
| 第四種 | その他事業（飲食店業等） | 60% |
| 第五種 | サービス業等 | 50% |
| 第六種 | 不動産業 | 40% |

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

(注) 簡易課税制度の適用には、届出と基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。その他の留意点など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください

疑問 4 登録を受けるかどうか、どう判断したらいいの？



売上（出荷・販売）先からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

ポイント

課税事業者である売上先への出荷（販売）であってもインボイスの交付義務が免除される取引があります

※ 売上先は消費税の申告の際、**インボイスがなくても仕入税額控除**できます

▶ 農業分野特有のインボイスの交付義務が免除される取引

➤ 農業協同組合等へその組合員等が農林水産物の販売を委託

☞ 無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限り

➤ 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売

☞ 出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限り

☞ 対象となる卸売市場

- ① 農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場
- ② 都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場
- ③ ①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
※課税事業者の方は、登録の有無にかかわらず、消費税の申告が必要です
- 免税事業者の方が登録を受けない場合は、課税事業者となる必要はありません
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付することはできません
- 登録を受けない場合、売上（出荷・販売）先は、経過措置の期間はインボイス発行事業者以外の者からの購入（課税仕入）であっても仕入税額の一部を控除できます（経過措置の期間終了後は控除できません）
※インボイスの交付義務が免除される取引を除きます
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ 登録を受けるかどうかは事業者の任意です

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



インボイス発行事業者となる場合…

疑問 5

インボイスって、
どう作ればいいの？



ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、
現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージです

～ 請求書の対応例 ～

- ※ **下線部**は、特に注意する項目です
- ※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

| 請求書 | | |
|---|------------------------------|--------------------------------------|
| ① 交付先の相手方 (売上先)の 氏名又は名称 | (株)〇〇 御中 | ▲▲▲▲ |
| | | 登録番号T1234... |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 魚 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 ※ | 10,000円 |
| 11/15 | 割りばし | 1,000円 |
| 11/29 | タオルセット | 2,000円 |
| | | ※ 軽減税率対象 |
| ③ 税率ごとに区分 して合計した対価 の額及び 適用税率 | 8%対象 15,000円 10%対象 3,000円 | 消費税1,200円 消費税 300円 |
| | | ⑥ 税率ごとに区分 した消費税額 |
| ② 取引年月日 | | ⑤ 取引内容 (軽減税率の対象品目 である旨) |
| | | ④ 売手 (Aさん) の氏名 又は名称及び 登録番号 |

▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであればインボイスになります**（請求書に限られません）

※ 一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることも可能です

▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**

▶ 売上先が「仕入明細書」などの形で**作成する書類も該当します**

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として**令和5年3月31日**までに登録申請手続を行う必要があります

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- ◆個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます
- ◆詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください
※ e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です

申請手続

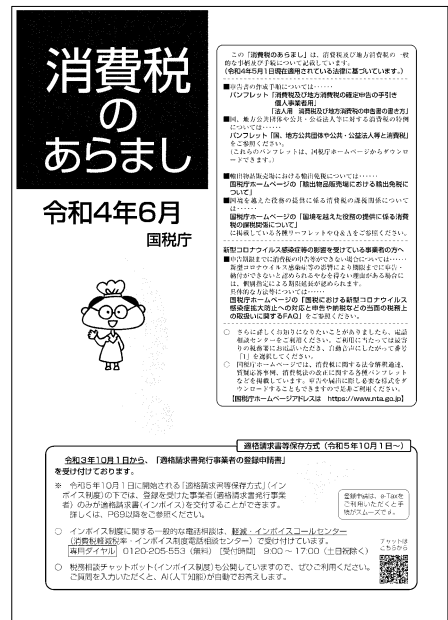
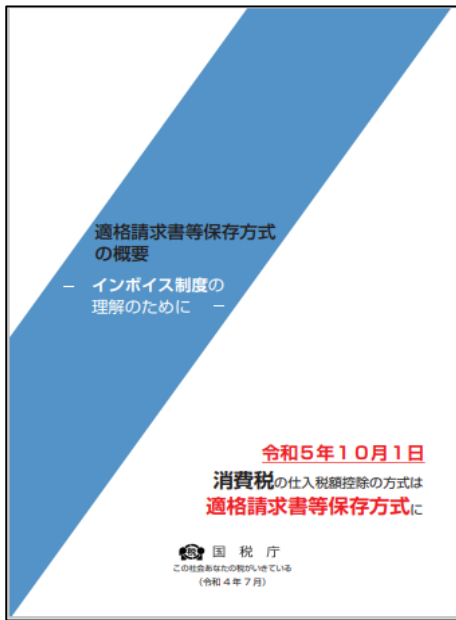


登録申請書の郵送による提出先

| 名称 | 所在地 | 管轄地域 |
|------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 関東信越国税局 インボイス登録センター | 〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1 | 茨城県、栃木県、群馬県 埼玉県、新潟県、長野県 |

個人の方が登録を受けた場合、「適格請求書発行事業者公表サイト」へ①氏名、②登録番号及び③登録年月日が公表されます。

もう少し、詳しく知りたい方はこちらもご確認ください



適格請求書等保存方式の概要
—インボイス制度の理解のために—
インボイス制度の全体像や対応の
具体例について知りたい方

消費税のあらまし
消費税の基本的なしくみや
一般課税・簡易課税について
詳しく知りたい方

国税局・税務署主催説明会の開催

国税局・税務署主催によるインボイス制度についての説明会を開催しています
日時等は、インボイス制度特設サイトの「説明会」ページをご覧ください

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、
申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています

軽減・インボイスコールセンター

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、以下で受け付けています
【専用ダイヤル】0120-205-553 【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く) (令和4年11月)

説明会



特設サイト

